B　①オン・ベリコ株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5344号　④オン・ベリコ株式会社　東京都渋谷区渋谷一丁目19番３号　代表取締役　河西憲宗　⑤本社営業所　東京都渋谷区渋谷一丁目19番３号コーポしなのＤ３　⑥平成15年６月17日　⑧平成25年６月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区霞が関三丁目８番１号虎の門三井ビルディング８階　青木・関根・田中法律事務所　破産者オン・ベリコ株式会社　破産管財人弁護士平出貴和

B　①株式会社パラダイスインターナショナル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5164号　④株式会社パラダイスインターナショナル　東京都港区虎ノ門一丁目１番23号ウンピン虎ノ門ビル９階　代表取締役　崔鍾文　⑤本社営業所　東京都港区虎ノ門一丁目１番23号ウンピン虎ノ門ビル９階　⑥平成14年６月11日　⑧平成19年５月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区虎ノ門一丁目１番23号ウンピン虎ノ門ビル９階　株式会社パラダイスインターナショナル　代表取締役　崔鍾文

B　①尾瀬林業株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―4806号　④尾瀬林業株式会社　東京都荒川区西日暮里二丁目25番１号　代表取締役　佐藤俊信　⑤環境緑化部　東京都荒川区西日暮里二丁目25番１号　⑥平成12年５月23日　⑧平成25年７月29日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区豊洲五丁目５番13号　東京パワーテクノロジー株式会社　代表取締役　角江俊昭

B　①株式会社千代田エイジェンシー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5311号　④株式会社千代田エイジェンシー　東京都千代田区神田錦町二丁目７番地乾ビル　代表取締役　島田豊喜　⑤本社営業所　東京都千代田区神田錦町二丁目７番地乾ビル　⑥平成15年４月22日　⑧平成26年６月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田錦町二丁目７番地乾ビル　株式会社千代田エイジェンシー　代表取締役　島田豊喜

C　①合同会社旅時計　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―595号　④合同会社旅時計　京都府舞鶴市字上福井1601番地　代表社員　井上康之　⑤本社営業所　京都府舞鶴市字上福井1601番地　⑥平成22年３月24日　⑨平成26年６月５日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府舞鶴市字上福井1601番地　合同会社旅時計　代表社員　井上康之

C　①株式会社土佐協栄観光　②第３種旅行業　③高知県知事登録旅行業第３―116号　④株式会社土佐協栄観光　高知県高知市桟橋通３―１―24　代表取締役　植田登代人　⑤本社営業所　高知県高知市桟橋通３―１―24　⑥平成26年３月28日　⑨平成26年６月５日　⑩300万円　⑪高知県知事　⑫高知県高知市桟橋通３―１―24　株式会社土佐協栄観光　代表取締役　植田登代人

C　①一般社団法人壱岐市観光連盟　②地域限定旅行業　③長崎県知事登録旅行業地域―172号　④一般社団法人壱岐市観光連盟　長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触683番地２　会長　長嶋立身　⑤一般社団法人壱岐市観光連盟　長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触683番地２　⑥平成26年４月14日　⑨平成26年６月５日　⑩100万円　⑪長崎県知事　⑫長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触683番地２　一般社団法人壱岐市観光連盟　会長　長嶋立身

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年７月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①有限会社弘洋（トラベル弘洋）　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３―418号　④有限会社弘洋　下都賀郡壬生町元町18番16号　代表取締役　本保清　⑤本社営業所　下都賀郡壬生町元町18番16号　⑥平成２年５月７日　⑦平成26年４月15日　⑧60万円　⑨300万円

A　①旅の杜　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―6770号　④森晴彦　東京都葛飾区東金町７丁目32番15号　⑤本社営業所　東京都葛飾区東金町７丁目32番15号　⑥平成26年４月10日　⑦平成26年５月13日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①株式会社北海道産地直送センター　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３―514号　④株式会社北海道産地直送センター　札幌市厚別区厚別中央二条五丁目４番１号　代表取締役　富島誠一　⑤本社営業所　札幌市厚別区厚別中央二条五丁目４番１号　⑥平成19年５月22日　⑦平成26年６月４日　⑧60万円　⑨300万円

A　①北陸観光株式会社　②第３種旅行業　③福井県知事登録旅行業第３―29号　④北陸観光株式会社　越前市岡本町第15号９番地の６　代表取締役　霜実男　⑤本社営業所　越前市岡本町第15号９番地の６　⑥昭和38年４月15日　⑦平成26年４月13日　⑧60万円　⑨300万円

A　①総合観光株式会社（総合観光）　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―6055号　④総合観光株式会社　東京都西多摩郡瑞穂町南平一丁目７番地16　代表取締役　田倉貴弥　⑤本社営業所　東京都西多摩郡瑞穂町南平一丁目７番地16　⑥平成20年６月26日　⑦平成26年５月30日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①有限会社ティクリエーション　②第２種旅行業　③富山県知事登録旅行業第２―223号　④有限会社ティクリエーション　高岡市泉町２番44号　破産管財人　坂本義夫　⑤本社営業所　高岡市泉町２番44号　⑥平成11年10月８日　⑦平成26年４月25日　⑧220万円　⑨1100万円

以上６件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博